

麻薬及び向精神薬の取扱い

1. 麻薬処方

- (1) 麻薬を処方するときは麻薬処方箋を用いなければならない。
- (2) 麻薬処方箋は麻薬外来処方箋, 麻薬入院処方箋, 麻薬院外処方箋, 麻薬外来注射処方箋及び、麻薬入院注射処方箋の5種類がある。麻薬処方箋にはそれぞれ貼付用ラベル(麻薬外来処方箋は除く)が3種類(カルテ用ラベル、薬剤部管理簿用ラベル、薬袋用ラベル)付いている。
- (3) 麻薬施用者は、パスワードを入力しなければオーダできない。
- (4) 手許のプリンタから発行される麻薬処方箋(医師印が必要, 施用責任者印が注射麻薬のみ必要)と麻薬施用簿(注射麻薬のみ必要)を薬剤部の麻薬及び入院処方箋受付窓口へ提出し、当該麻薬を受領する。麻薬外来処方箋は医事課で領収印押印後、薬剤部外来窓口へ提出する。
- (5) 麻薬院外処方箋は、通常 of 院外処方箋と同一のものを扱い、同様の運用となるが、備考欄には麻薬施用者番号及び患者住所が必要。
- (6) 麻薬注射処方箋については、麻薬施用簿に患者名, 薬品名, 請求数量及び施用責任者印を押印し、麻薬処方箋と共に薬剤部へ提出する。
- (7) 処方箋記載事項の訂正・追加には処方医の印が必要不可欠。削除の場合には処方箋に削除の旨を記載し削除処方箋を薬剤部に持参する。

2. 麻薬の運搬

- (1) 事故発生時(盗難、破損等)の対応が不可能なため、麻薬の運搬にはボックスコンベアや自走車は使用できない。
- (2) 麻薬の運搬は病棟スタッフで行うこと。

3. 麻薬の保管・管理

- (1) 麻薬は他の医薬品と区別し、容易に移動できない施錠し得る麻薬保管庫に保管しなければならない。
保管庫の鍵はICカードで登録する。ただし、複数の麻薬を定数保管している部署においては、保管庫の鍵の登録については麻薬施用責任者及び麻薬管理者の指示に従う。
- (2) 各科麻薬施用責任者は、医長又はこれに準ずる者が当たる。

4. 麻薬の施用と記録

- (1) 麻薬施用者として登録された医師でなければ、患者に麻薬を施用できない(免許の有効期間は、免許取得の日から翌年の12月31日迄)。

- (2) 麻薬施用簿に使用時間、使用量及び残量を記入し、空アンプル及び残りの薬剤は返納(麻薬及び入院処方箋受付窓口へ)。
- (3) 使用時は、看護記録と麻薬施用簿の使用時間、使用量が一致すること。注射剤の使用量は“mL”で記載。

5. 診療録(カルテ)の記載事項

- (1) 病名、主症状、麻薬の品名・数量・施用年月日、麻薬施用者名を記載。
- (2) カルテの記載、麻薬施用簿及び麻薬処方箋の日付が一致していること。

6. 麻薬取締官による立入検査

麻薬取締官による立入検査は不定期に行われるので、保管の麻薬、必要書類(麻薬施用簿、診療録、定数配置払出帳簿等)、免許証の更新、記載事項の変更等は常に整備、確認しておくこと。

7. 麻薬に関わる事故が発生した場合

- (1) 麻薬管理者に届け出、その後の処置について指示を受けること。
 - ① 未使用麻薬を破損した場合(注射薬:資料1参照、内服・外用薬:資料2、3参照)
 - ② 使用済み麻薬注射を破損した場合(資料4参照)
 - ③ 空アンプルを紛失した場合(資料5参照)
 - ④ 盗難・紛失の場合(資料6参照)
- (2) 紛失の場合は、早急に麻薬管理者及び医療安全推進部へ報告し、その後の対応について指示を受けること。(資料6参照)
- (3) 破損の場合は現場を保存しなければならない。
- (4) 事故が発生した場合、下記の書類を提出しなければならない。
 - ① 未使用麻薬を破損した場合 …… 麻薬事故届及び麻薬破損申立書(資料1、2、3参照)
 - ② 使用済み麻薬を破損した場合 …… 麻薬破損申立書(資料4参照)
 - ③ 空アンプルを紛失した場合 …… 始末書(資料5参照)
 - ④ 盗難・紛失の場合 …… 麻薬事故届(資料6参照)
- (4) 麻薬破損申立書及び始末書は当事者直筆。
- (5) いずれの場合も証人が必要で、1人で事故処理をしてはならない。

8. 届出について

- (1)麻薬中毒者診断届：医師が患者の診療にあたり、麻薬中毒であると判断した場合は、直ちに麻薬中毒者診断届を麻薬管理者を経て病院長に提出し、山口県知事に届け出なければならない。
- (2)麻薬中毒者転届届：麻薬中毒者診断書が提出された場合は、後日、山口県知事に麻薬中毒者転届届を必ず提出しなければならない。

9. 麻薬の内服薬及び外用薬も注射薬に準じた取扱いをする。

10. 向精神薬取扱い留意事項

(1)規制される当院常備の向精神薬

第一種:リタリン錠

第二種:フルニトラゼパム錠, ペンタジン錠, ラボナ錠, レペタン坐剤,
ノルスパンテープ, サイレース注, ペンタジン注, レペタン注

第三種:ハルシオン錠等

(2)向精神薬の取扱い

- 保管:
- ・第一、第二種向精神薬及びハルシオンは、納入時、卸と共に納入数量を確認し、受払簿に記入する。
 - ・第一、第二種向精神薬及びハルシオンは、調剤の都度、受払簿に患者氏名、払出数量及び払出者を記入し、在庫の端数を確認する。但し、自動錠剤分包機及び自動注射調剤機に補填される薬品を調剤する場合は、これらの専用受払簿に同様に記載する。
 - ・病棟のナースステーションに保管する場合で、常時看護師が出入りしている場合は鍵をかける必要はない(上記以外では鍵をかけること)。
 - ・第一、第二、第三種向精神薬を在庫しているところは、薬剤部から薬品を受け取った際、受払簿に赤字で受取数量を記入する。使用の都度、患者氏名と払出数量及び払出者を記入し、在庫の端数を確認する。

事故:次の数量以上の盗難、紛失等が生じた場合は、直ちに麻薬管理者に連絡する。麻薬管理者は速やかに山口県知事に届け出なければならない。

末, 散剤, 顆粒剤	100g(包)
注射剤	10A(V)
錠剤, カプセル剤, 坐剤	120個

内用液剤 10容器
経皮吸収型製剤 10枚

破損: 向精神薬を破損した場合は、破損伝票にて請求する。必ず、破損理由を明記すること。配合変化により使用不可になった場合は、現物と一緒に注射薬配合変化記録用紙に記入し、薬剤部へ送付する。

11. 覚せい剤原料の取扱い

(1) 規制される当院常備の覚せい剤原料・・・エフピーOD錠

(2) 保管: 鍵をかけた場所

廃棄: 覚せい剤原料廃棄届出書により、県知事に届け出て、覚せい剤監視員立会いの下に廃棄する。

事故: 覚せい剤原料を喪失し、盗み取られ又はその所在が不明となったときは速やかに山口県知事に届け出なければならない。